

下関市教育委員会

議案第3号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年1月27日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1 下関市立名池小学校の項中「下関市立名池小学校」を「下関市立名陵小学校」に改め、同表 下関市立王江小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

令和3年第1回定例市議会に議案として提出するため。

議案第3号参考資料

新 旧	対 照	表
日		新
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)	
名称	位置	位置
下関市立名池小学校	略	略
下関市立玉江小学校	下関市入江町9番1号	削除
	略	略

下関市教育委員会
議案第4号

下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年1月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成17年規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

名池小	唐戸町 中之町 赤間町 南部町 田中町 名池町 丸山町 一丁目の一部 丸山町二丁目の一部 阿弥陀寺町の一部 宮 田町一丁目の一部 上田中町三丁目 上田中町五丁目の一部 上田中町六丁目 上田中町七丁目の一部 あるかぼーと
王江小	観音崎町 細江新町 細江町一丁目 細江町二丁目 細江町 三丁目 入江町 西入江町 岬之町 大和町一丁目 東大和 町一丁目 豊前田町一丁目の一部 豊前田町二丁目 豊前田 町三丁目 丸山町一丁目の一部 丸山町二丁目の一部 丸山 町三丁目の一部 丸山町四丁目 丸山町五丁目 向洋町二丁 目の一部 笹山町の一部

」

を

	唐戸町 中之町 赤間町 南部町 田中町 名池町 丸山町 一丁目 丸山町二丁目 丸山町三丁目の一部 丸山町四丁目 丸山町五丁目 阿弥陀寺町の一部 宮田町一丁目の一部 上 田中町三丁目 上田中町五丁目の一部 上田中町六丁目 上
名陵小	田中町七丁目の一部 あるかぼーと 観音崎町 細江新町 細江町一丁目 細江町二丁目 細江町三丁目 入江町 西入 江町 岬之町 大和町一丁目 東大和町一丁目 豊前田町一 丁目の一部 豊前田町二丁目 豊前田町三丁目 向洋町二丁 目の一部 笹山町の一部

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

改正理由

令和4年4月1日から下関市立名池小学校及び下関市立王江小学校が廃止され新たに下関市立名陵小学校が設置されることに伴い、通学区域について、条文整備を行うため。

新旧对照表

別表 (第2条関係)		新	
中学校	小学校	中学校	小学校
略		略	
名陵中	名池小	名陵中	名陵小
略		略	
名中町 赤間町 南部町 田中町 丸山町一丁目 丸山町二丁目 丸山町三 阿弥陀寺町の一部 宮田町一丁目 上田中町三丁目 上田中町五丁目 上田中町六丁目 上田中町七丁目 あるかぼーと 二七		唐戸町 中之町 赤間町 南部町 田中町 丸山町一丁目 丸山町二丁目 丸山町五丁目 丸山町四丁目 丸山町五丁目 弥陀寺町の一部 宮田町一丁目 上田中町五丁目 上田中町六 工目 上田中町七丁目 あるかぼーと 観音崎町 細江新町 細江町一丁目 細江町二 工目 細江町三丁目 八江町 西入江町 嶺之 町 大和町一丁目 東大和町一丁目 豊前田町 一丁目 一部 豊前田町二丁目 豊前田町三丁 目 丸山町一丁目 丸山町三丁目 向洋町二丁目 あるかぼーと 一部 筏山町の一部	
略		略	

下関市教育委員会
議案第5号

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年1月27日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
　　「第7章 小中
　　目次中「第7章 雜則（第37条・第38条）」を 第8章 雜則
　　一貫教育校（第36条の2—第36条の5） に改める。
　　（第37条・第38条）」

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 小中一貫教育校
(小中一貫教育校)

第36条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）とし、その小中一貫教育校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。

学校	小中一貫教育校の名称
下関市立名陵小学校	名陵学園
下関市立名陵中学校	

(学園長等)

第36条の3 小中一貫教育校に、学園長又は小中一貫教育校校長（以下「学園長等」という。）を置く。

- 2 前項に掲げる学園長等は、原則として当該小中一貫教育校を構成する中学校の校長をもって充てる。
- 3 学園長等は、小中一貫教育の実施に関し、小学校及び中学校間の総合調整を行うとともに、その事務を指揮監督する。

(副学園長等)

第36条の4 小中一貫教育校に、副学園長又は小中一貫教育校副校長（以下「副学園長等」という。）を置くことができる。

- 2 前項の副学園長等は、原則として当該小中一貫教育校を構成する小学校の校長をもって充てる。
- 3 副学園長等は、学園長等を補佐し、学園長等に事故があるときはその職務を代理し、学園長等が欠けたときはその職務を行う。

(小中一貫教育校における教育課程)

第36条の5 小中一貫教育校を構成する小学校及び中学校の校長は、学校教育法施行規則第79条の11に規定する教育課程の編成にあたっては、相互に協議して行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 小中一貫教育校の名称を称するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

改正理由

令和4年度から名陵中学校区において実施する小中一貫教育校について必要な条文整備を行うため。

新	旧	下関市立小学校及び中学校管理規則	下関市立小学校及び中学校管理規則												
<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 雜則(第37条・第38条) 附則</p> <p>第1条～第36条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 小中一貫教育校(第36条の2～第36条の5)</p> <p>第8章 雜則(第37条・第38条) 附則</p> <p>第1条～第36条（略）</p>	<p>第36条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>小中一貫教育校の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下関市立名陵小学校</td> <td>名陵学園</td> </tr> <tr> <td>下関市立名陵中学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(学園長等)</p> <p>第36条の3 小中一貫教育校に、学園長又は小中一貫教育校校長（以下「学園長等」という。）を置く。</p> <p>2 前項に掲げる学園長等は、原則として当該小中一貫教育校を構成する中学校の校長をもつて充てる。</p> <p>3 学園長等は、小中一貫教育の実施に關し、小学校及び中学校間の総合調整を行うとともに、その事務を指揮監督する。</p> <p>(副学園長等)</p> <p>第36条の4 小中一貫教育校に、副学園長又は小中一貫教育校副校長（以下「副学園長等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 前項の副学園長等は、原則として当該小中一貫教育校を構成する小学校の校長をもつて充てる。</p> <p>3 副学園長等は、学園長等を補佐し、学園長等に事故があるときはその職務</p>	学校	小中一貫教育校の名称	下関市立名陵小学校	名陵学園	下関市立名陵中学校		<p>第7章 小中一貫教育校 (小中一貫教育校)</p> <p>第36条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>小中一貫教育校の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下関市立名陵小学校</td> <td>名陵学園</td> </tr> <tr> <td>下関市立名陵中学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(学園長等)</p> <p>第36条の3 小中一貫教育校に、学園長又は小中一貫教育校校長（以下「学園長等」という。）を置く。</p> <p>2 前項に掲げる学園長等は、原則として当該小中一貫教育校を構成する中学校の校長をもつて充てる。</p> <p>3 学園長等は、小中一貫教育の実施に關し、小学校及び中学校間の総合調整を行うとともに、その事務を指揮監督する。</p> <p>(副学園長等)</p> <p>第36条の4 小中一貫教育校に、副学園長又は小中一貫教育校副校長（以下「副学園長等」という。）を置くことができる。</p> <p>2 前項の副学園長等は、原則として当該小中一貫教育校を構成する小学校の校長をもつて充てる。</p> <p>3 副学園長等は、学園長等を補佐し、学園長等に事故があるときはその職務</p>	学校	小中一貫教育校の名称	下関市立名陵小学校	名陵学園	下関市立名陵中学校	
学校	小中一貫教育校の名称														
下関市立名陵小学校	名陵学園														
下関市立名陵中学校															
学校	小中一貫教育校の名称														
下関市立名陵小学校	名陵学園														
下関市立名陵中学校															

新 日	<p>を代理し、学園長等が欠けたときはその職務を行ふ。 (小中一貫教育校における教育課程)</p> <p><u>第36条の5</u> 小中一貫教育校を構成する小学校及び中学校の校長は、学校教育法施行規則第7.9条の1.1に規定する教育課程の編成にあたつては、相互に協議して行うものとする。</p> <p><u>第8章 雜則</u></p> <p><u>第37条～第38条 (略)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1. 二の規則は、令和4年4月1日から施行する。 (進捗行為)</p> <p>2. 小中一貫教育校の名称を称するためには、この規則の施行以前においても行うことができる。</p>
--------	---